

千葉県報

号外
令和6年10月29日

主要目次

- 規則
千葉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則
公安委員会規則
- 千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則
病院局管理規程
- 千葉県病院局料金規程の一部を改正する管理規程

規則

千葉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年10月29日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第五十九号

千葉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

千葉県建築基準法施行細則（昭和三十九年千葉県規則第十二号）の一部を次のように改正する。
第十八条第四項中「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に、「第十八条第十項」を「第十八条第十一項」に改める。
第十八条の二第二項ただし書中「第十八条第三項」の下に「若しくは第四項」を加える。

附則

この規則は、令和六年十一月一日から施行する。

公安委員会規則

千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月29日

千葉県公安委員会委員長 佐久間 英利

千葉県公安委員会規則第七号

千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

千葉県道路交通法施行細則（昭和35年千葉県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第9条第12号を削る。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

病院局管理規程

千葉県病院局料金規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和6年10月29日

千葉県病院局長 山崎 晋一朗

千葉県病院局管理規程第十号

千葉県病院局料金規程の一部を改正する管理規程

千葉県病院局料金規程（平成十六年千葉県病院局管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第七条）

先進医療の名称	単位	額
術前のゲムシタビン静脈内投与及びナブーパクリタキセル静脈内投与の併用療法（切除が可能な膵臓がん（七十歳以上八十歳未満の患者に係るものに限る。）に係るものに限る。）	一回につき	四百円

附則

この管理規程は、令和六年十一月一日から施行する。

購読料

本号

一部

六四

發行

者

千葉市中央区市場町一番一号

千

葉

県

購読申込先

○四三(一二三)二六五八